



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 HOYA株式会社
代表者名 代表執行役CEO 鈴木 洋
(コード番号 7741 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレート企画室
I R 担 当 TEL03-3952-3827
広 報 担 当 TEL03-3952-6416

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 77 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、定款第 2 条（目的）の規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 27 条（社外取締役との間の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条（目的） 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1)～(10) (条文省略) (新設) <u>(11)～(16)</u> (条文省略)	第 2 条（目的） 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1)～(10) (現行どおり) <u>(11) 医療に関連する各種サービスの提供</u> <u>(12)～(17)</u> (現行どおり) <u>(18) その他適法な一切の事業</u>



<p>第 28 条 (社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、今後その者が負うことがある会社法第 423 条第 1 項の責任について、金 1,000 万円以上であらかじめ定める金額と法令で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>第 28 条 (取締役との間の責任限定契約)</p> <p>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、今後その者が負うことがある会社法第 423 条第 1 項の責任について、金 1,000 万円以上であらかじめ定める金額と法令で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日 (金)
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 19 日 (金)

以 上